

対策計画等を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

市町名	町丁目又は字名
松山市	別府町、山西町、清住1丁目、清住2丁目、大可賀3丁目、海岸通、北吉田町、南吉田町、西垣生町、東山町、会津町、高山町、辰巳町、中須賀1丁目、中須賀2丁目、中須賀3丁目、春美町、祓川1丁目、祓川2丁目、ひばりヶ丘、三杉町、内浜町、古三津1丁目、古三津2丁目、古三津3丁目、古三津5丁目、古三津6丁目、桜ヶ丘、梅田町、神田町、住吉1丁目、住吉2丁目、三津1丁目、三津2丁目、三津3丁目、元町、須賀町、若葉町、三津ふ頭、石風呂町、新浜町、高浜町1丁目、高浜町2丁目、高浜町3丁目、高浜町4丁目、高浜町5丁目、高浜町6丁目、梅津寺町、松ノ木1丁目、松ノ木2丁目、港山町、安城寺町、馬木町、勝岡町、太山寺町、和気町1丁目、和気町2丁目、堀江町、由良町、門田町、泊町、浅海本谷、浅海原、下難波、大浦、北条、北条辻、安居島、土手内、府中、柳原、片山、河野中須賀、小川、磯河内、和田、久保、粟井河原、苞木、鹿峰、睦月、野忽那、中島大浦、小浜、長師、宮野、神浦、宇和間、熊田、吉木、饒、畑里、中島粟井、上怒和、元怒和、津和地、二神
今治市	旭町1丁目、石井町1丁目、石井町2丁目、今治村(比岐島)、内堀1丁目、内堀2丁目、内堀3丁目、馬島、枝堀町1丁目、枝堀町2丁目、枝堀町3丁目、恵美須町1丁目、恵美須町2丁目、恵美須町3丁目、大新田町1丁目、大新田町2丁目、大新田町3丁目、大新田町4丁目、大新田町5丁目、大浜町1丁目、大浜町2丁目、大浜町3丁目、来島(来島)、風早町1丁目、風早町2丁目、風早町3丁目、風早町4丁目、片原町1丁目、片原町2丁目、片原町3丁目、片原町4丁目、片原町5丁目、鐘場町1丁目、鐘場町2丁目、上徳1丁目、北高下町1丁目、北高下町2丁目、北高下町3丁目、北高下町4丁目、北鳥生町1丁目、北浜町、喜田村1丁目、喜田村2丁目、喜田村3丁目、喜田村4丁目、喜田村5丁目、喜田村6丁目、衣干町1丁目、衣干町2丁目、衣干町3丁目、衣干町4丁目、共栄町1丁目、共栄町2丁目、共栄町3丁目、共栄町4丁目、共栄町5丁目、来島(小島)、郷桜井2丁目、郷桜井3丁目、郷桜井4丁目、小浦町1丁目、小浦町2丁目、黄金町1丁目、黄金町2丁目、黄金町3丁目、黄金町4丁目、黄金町5丁目、黄金町6丁目、米屋町1丁目、米屋町2丁目、米屋町3丁目、米屋町4丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、栄町4丁目、桜井(字一ノ谷[国道196号線より海側の区域に限る]、市道向山沖浦線より海側の区域[今治市一般廃棄物埋立処分地より南側に限る]、字江口石風呂、字浦手、字大崎)、桜井1丁目、桜井4丁目、桜井5丁目、桜井6丁目、末広町1丁目、末広町2丁目、末広町3丁目、末広町4丁目、砂場町1丁目、砂場町2丁目

目、大正町1丁目、大正町2丁目、大正町3丁目、大正町4丁目、大正町5丁目、大正町6丁目、大正町7丁目、高部（市道高部本通線・市道高部本郷線・JR予讃線・市道尾池2号線より海側の区域に限る）、宅間（字小坂、字竹ノ尾、字中内方、字藤ヶ崎）、地堀1丁目、地堀2丁目、地堀3丁目、地堀4丁目、地堀5丁目、地堀6丁目、天保山町1丁目、天保山町2丁目、天保山町3丁目、天保山町4丁目、天保山町5丁目、天保山町6丁目、通町1丁目、通町2丁目、通町3丁目、常盤町1丁目、常盤町2丁目、常盤町3丁目、常盤町4丁目、富田新港一丁目、富田新港二丁目、長沢（市字二ノ谷[国道196号線より海側の区域に限る]、市道石打線・市道長沢内前線より東側かつ市道猿子窪線より南側かつ猿子側より西側の区域）、中浜町1丁目、中浜町2丁目、中浜町3丁目、中浜町4丁目、中堀1丁目、中堀2丁目、中堀3丁目、拝志、波止浜、波止浜1丁目、波止浜2丁目、波止浜3丁目、波止浜4丁目、東鳥生町1丁目、東鳥生町2丁目、東鳥生町3丁目、東鳥生町4丁目、東鳥生町5丁目、東村1丁目、東村2丁目、東村3丁目、東村4丁目、東村5丁目、東村南1丁目、東門町1丁目、東門町2丁目、東門町3丁目、東門町4丁目、東門町5丁目、東門町6丁目、古国分1丁目、古国分2丁目、別宮町1丁目、別宮町2丁目、別宮町3丁目、別宮町4丁目、別宮町5丁目、別宮町6丁目、別宮町7丁目、別宮町8丁目、別宮町9丁目、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、本町5丁目、本町6丁目、本町7丁目、孫兵衛作（市道向山沖浦線より海側の区域に限る）、松本町1丁目、松本町2丁目、松本町3丁目、松本町4丁目、松本町5丁目、美須賀町1丁目、美須賀町2丁目、美須賀町3丁目、美須賀町4丁目、湊町1丁目、湊町2丁目、南高下町1丁目、南高下町2丁目、南高下町3丁目、南高下町4丁目、南大門町2丁目、南大門町3丁目、南大門町4丁目、南鳥生町1丁目、南鳥生町2丁目、南鳥生町3丁目、南鳥生町4丁目、美保町1丁目、美保町2丁目、美保町3丁目、室屋町1丁目、室屋町2丁目、室屋町3丁目、室屋町4丁目、室屋町5丁目、室屋町6丁目、室屋町7丁目、横田町1丁目、波方町大浦、波方町波方（字石持[県道波方環状線より海側の区域に限る]、字里、字北ノ手）、西浦（市道西浦ハブ線、市道西浦野間手線、市道西浦線、県道波方環状線より海側の区域に限る）、波方町森上（県道波方環状線、市道森上西浜辺線より海側の区域に限る）、波方町馬刀潟、波方町宮崎（県道宮崎波方線、市道宮崎於泊線より海側の区域に限る）、波方町小部（県道波方環状線、市道小部庵北線、市道小部中央線より海側の区域に限る）、波方町岡（字岡北）、大西町九王、大西町紺原（JR予讃線から海側の区域に限る）、大西町新町（JR予讃線から海側の区域に限る）、大西町大井浜、大西町宮脇（JR予讃線から海側の区域に限る）、大西町脇（JR予讃線から海側の区域、字田中新開、字松本[国道196号線より海側の区域に限る]）、大西町星浦（JR予讃線から海側の区域、字入口）、大

西町別府（字原、字矢越、字福田、字西新開）、菊間町佐方（JR 予讃線から海側の区域、市道菊間新道線・市道菊間宮前線・市道菊間川向線・市道藤原線より海側の区域に限る）、菊間町種（JR 予讃線から海側の区域に限る）、菊間町浜（JR 予讃線から海側の区域に限る）、菊間町田之尻（JR 予讃線から海側の区域に限る）、吉海町田浦（下組広報区[主要地方道大島環状線より海側の区域に限る]、荒戸広報区[市道泊田ノ浦線より海側の区域に限る]）、吉海町泊（相田北広報区、相田中広報区、相田南広報区）、吉海町福田（南広報区を除く）、吉海町仁江（国道 317 号線の北側かつ仁江川の南側までの区域、志津見広報区[県道名駒・友浦線より海側の区域に限る]）、吉海町八幡（市道本庄古川線・市道六間口大谷線より海側の区域、市道大黒八幡線の隣接地）、吉海町幸新田、吉海町本庄（久保広報区、納屋広報区、奥の谷広報区[市道本庄田居線の隣接地を除く]を除く）、吉海町椋名、吉海町臥間（しまなみ住宅広報区を除く）、吉海町名（下田水広報区、宇津呂広報区、水場広報区、江越広報区[県道名駒・友浦線より海側の区域に限る]）、大黒広報区[市道本庄田中大黒線とその隣接地より海側の区域に限る]）、吉海町正味、吉海町名駒、吉海町南浦、吉海町津島、宮窪町早川（主要地方道大島環状線より海側の区域に限る）、宮窪町余所国（主要地方道大島環状線、市道宮窪余所国線、市道大山線より海側の区域に限る）、宮窪町宮窪（市道宮窪江口線・市道宮窪中央支線・市道宮窪中央線・市道瀬戸川線・国道 317 号線・市道宮窪中道線・市道大道線・市道横町線・市道尻出法金線・市道宮窪天王越線、市道土居野線・市道宮窪友浦線・市道長磯線より海側の区域、市道宮窪戸代線より海側の区域、鶴島）、宮窪町友浦（市道久米線及び主要地方道大島環状線及び市道大崎線より海側の区域）、宮窪町四阪島、伯方町木浦（字古江浜、市道北浦古江越線・市道伯方古江山田線・市道伯方古江北線・市道伯方古江越線より海側の区域、字西長崎、字東長崎、字袈裟丸、字大小島、字瀬戸浜、字折口、字西河原木塚[市道金ヶ崎線より北側の区域に限る]、字深海辺、字大浦、市道石川古江線・主要地方道伯方島環状線・市道川岸端線・市道大屋線より海側の区域、字尾浦、字梅）、伯方町有津（国道 317 号線より海側の区域に限る）、伯方町伊方（字中洲[国道 317 号線から海側の区域に限る]、字古蔵[国道 317 号線及び市道熊口渡船場線より海側の区域に限る]、字三坂山[市道熊口渡船場線から海側の区域に限る]、字熊口新開[市道熊口渡船場線から海側の区域に限る]、字小熊口[市道開山線より海側の区域に限る]、字東風浜[市道東風浜線より海側の区域に限る]、字前浜、字正着[市道伯方峠浜線より海側の区域に限る]、字東浜田[市道伯方峠浜線より海側の区域に限る]、字熊地[市道伯方峠浜線より海側の区域に限る]、字峠[市道伯方峠浜線及び市道東浜田・先峠線より海側の区域に限る]）、伯方町北浦（字小田[主要地方道伯方島環状線より北側かつ市道柿小坂線より海側の区域に限る]、字五十山、字長田[主要地方道伯方島環状線より海側

	<p>の区域に限る]、字四通[市道四通宮の前線及び主要地方道伯方島環状線より海側の区域に限る]、字立岩、字隅田、字小島、字竹田[主要地方道伯方島環状線・市道竹田線・市道竹田東線・市道伯方中字横線より海側の区域に限る]、上浦町盛(主要地方道大三島環状線より海側の区域に限る)、上浦町井口(主要地方道大三島環状線[隣接地含む]・市道蓼原線[隣接地含む]より海側かつ本川より北側の区域、清州橋から市道三番浜線交差点までの国道 317 号線より海側の区域、古戸川より南側かつ市道上浦大池多々羅線・市道三番浜線より海側の区域)、上浦町甘崎(国道 317 号線より海側の区域、字多々羅新田、字寅松、字下地田新田、字下屋敷、字小又[西瀬戸自動車道より海側の区域に限る]、字水場[西瀬戸自動車道より海側の区域に限る]、字口挟[西瀬戸自動車道より海側の区域に限る]、字堂下新田[西瀬戸自動車道より海側の区域に限る]、字大新田[西瀬戸自動車道より海側の区域に限る])、上浦町瀬戸(国道 317 号線より海側の区域、主要地方道大三島環状線より海側の区域、市道浜側花奥線・市道井口瀬戸線・市道出口川尻線より海側の区域に限る)、大三島町肥海(主要地方道大三島環状線より西側の区域[高知川以南については環状線隣接地を含む])、大三島町大見(主要地方道大三島環状線から西側の区域、大見川南側から市道下土居線海側の区域に限る)、大三島町明日(主要地方道大三島環状線から海側の区域、明日本川の南側から市道向皆地線から海側の区域に限る)、大三島町宮浦(市道歯象線[隣接地含む]・市道宮浦本川線・本川橋・市道新地裏線・主要地方道大三島上浦線・市道新地北小線・市道越道線、市道宮浦下条線・市道大三島大新田線・主要地方道大三島環状線[隣接地含む]より海側の区域に限る)、大三島町台(主要地方道大三島環状線から海側の区域に限る)、大三島町野々江(主要地方道大三島環状線から海側の区域、市道大三島笠松南線・市道ムメイワ線[隣接地含む]・市道砂塚伊倉線・市道野々江大川線より海側の区域に限る)、大三島町口総(主要地方道大三島環状線から北側の区域に限る)、大三島町浦戸(主要地方道大三島環状線から北側の区域及び、市道浦戸寺川線から北側の区域及び、市道浦戸木通線から北側の区域に限る)、大三島町宗方(主要地方道大三島環状線・市道宗方本川線・市道大三島田中下線・市道大三島小田浜条線・市道浜条下線・主要地方道大三島環状線[隣接地含む]より海側の区域に限る)、関前岡村(西[県道大下白瀉線より海側の区域に限る]、本岬[市道元海岸線より海側の区域に限る]、岬[市道風呂側線より海側の区域に限る]、開地[市道開地横線より海側の区域に限る]、向組[市道向側線より南側かつ姫子隴神社より海側の区域に限る]、宮側[市道元海岸線より海側の区域に限る])、関前小大下、関前大下</p>
宇和島市	<p>桜町、御徒町、佐伯町一丁目、佐伯町二丁目、天赦公園、文京町、御殿町、丸之内一丁目、丸之内二丁目、丸之内三丁目、丸之内四丁目、丸之内五丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、栄町港一丁目、栄町港</p>

	<p>二丁目、栄町港三丁目、曙町、恵美須町一丁目、恵美須町二丁目、鶴島町、錦町、天神町、丸穂町一丁目、丸穂町二丁目、丸穂町三丁目、丸穂町四丁目、大宮町二丁目、大宮町三丁目、妙典寺前（妙典寺前5区の区域に限る。）、神田川原、元結掛一丁目、元結掛二丁目、山際一丁目、山際二丁目、山際三丁目、山際四丁目、新田町一丁目、新田町二丁目、新田町三丁目、新田町四丁目、明倫町一丁目、明倫町二丁目、明倫町三丁目、明倫町四丁目、明倫町五丁目、榊形町一丁目、榊形町二丁目、榊形町三丁目、伊吹町（伊吹町西通1区及び伊吹町北通1区の区域に限る。）、泉町一丁目、泉町二丁目、泉町三丁目、和霊東町一丁目、和霊東町二丁目、和霊東町三丁目、和霊中町一丁目、和霊中町二丁目、和霊中町三丁目、和霊元町一丁目、和霊元町二丁目、和霊元町三丁目、和霊元町四丁目、和霊町、和霊公園、御幸町一丁目、御幸町二丁目、須賀通、藤江、北新町、朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、朝日町四丁目、寿町一丁目、寿町二丁目、弁天町一丁目、弁天町二丁目、弁天町三丁目、築地町一丁目、築地町二丁目、住吉町一丁目、住吉町二丁目、住吉町三丁目、住吉町、大浦、蛤、百之浦、本九島、平浦、蕨、小池、小浜、石応、白浜、坂下津、保手一丁目、保手二丁目、保手三丁目、保手五丁目、並松一丁目、並松二丁目、中沢町一丁目、中沢町二丁目、川内、夏目町一丁目、夏目町二丁目、夏目町三丁目、長堀一丁目、長堀二丁目、長堀三丁目、別当一丁目、別当二丁目、別当六丁目、宮下、三浦東、三浦西、下波、遊子、蔣渕、戸島、日振島、吉田町北小路、吉田町東小路、吉田町西小路、吉田町裡町、吉田町本町、吉田町魚棚、吉田町立間尻、吉田町鶴間新、吉田町鶴間、吉田町浅川、吉田町知永、吉田町奥浦、吉田町南君、吉田町沖村、吉田町河内、吉田町深浦、吉田町法花津、吉田町白浦、吉田町立間、津島町岩松、津島町高田、津島町近家、津島町下畑地、津島町田之浜、津島町曾根、津島町脇、津島町田尻、津島町泥目水、津島町坪井、津島町弓立、津島町兎鳴、津島町横浦、津島町嵐、津島町針木、津島町浦知、津島町塩定、津島町柿之浦、津島町大浦、津島町曲鳥、津島町平井、津島町漁家、津島町成、津島町須下、津島町後、津島町竹ヶ島、津島町北灘</p>
八幡浜市	<p>高城、中浦、大内浦、杖之浦、勘定、大平（国道197号から海側の区域に限る。）、北浜一丁目、栗野浦、大谷口一丁目、大谷口二丁目、広瀬一丁目、広瀬二丁目、広瀬三丁目、古町一丁目、古町二丁目、新港、戎町、新町、琴平町、港町、旧港、海望園、松本町、幸町、東近江屋町、西近江屋町、西近江屋町浜通、白浜通、喜多町、裁判所通、花園町、矢野町、須崎、旧役場前通、千代田町、海老崎、新栄町、船場通、下道、天神通、仲之町、新川、昭和通、旭町、大黒町、南大黒町、北大黒町、朝潮橋、片山町、本町、大門、横町、浜之町、中央、松蔭町、花小路、清水町、大正町、浜田町、東新川、東矢野町、神宮通、神宮前、桧谷、駅前、江戸岡一丁目、江戸岡二丁目、松柏1、山越、新和田町、</p>

	産業通、徳雲坊、清滝、清滝下、八代一丁目、八代王子、舌間、合田（合田4を除く。）、川上町白石、川上町川名津、川上町上泊、真網代、穴井、大島、保内町喜木神越、保内町喜木城高、保内町川之石琴平、保内町川之石本町、保内町川之石赤網代、保内町川之石内之浦、保内町川之石雨井、保内町川之石西町、保内町川之石和田町、保内町川之石楠町、保内町宮内清水町、保内町宮内駄場、保内町宮内西之河内、保内町宮内里、保内町宮内舟来谷、保内町宮内大竹、保内町磯崎、保内町喜木津、保内町広早
新居浜市	大島、荷内町、阿島一丁目、阿島二丁目、阿島三丁目、阿島（県道壬生川新居浜野田線から海側の区域に限る。）、黒島一丁目、黒島二丁目、黒島、多喜浜一丁目、多喜浜二丁目、多喜浜三丁目、多喜浜四丁目（JR予讃線から海側の区域に限る。）、多喜浜五丁目（JR予讃線から海側の区域に限る。）、多喜浜六丁目、長岩町、楠崎一丁目、又野一丁目、又野三丁目（JR予讃線から海側の区域に限る。）、松神子一丁目、松神子二丁目、松神子三丁目、松神子四丁目、田の上一丁目、田の上二丁目、田の上三丁目、田の上四丁目、垣生一丁目、垣生二丁目、垣生三丁目、垣生四丁目、垣生五丁目、垣生六丁目、垣生、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、宇高町三丁目、宇高町四丁目、宇高町五丁目、松の木町、沢津町一丁目、沢津町二丁目、沢津町三丁目、清水町、菊本町一丁目、菊本町二丁目、新須賀町一丁目、新須賀町二丁目、新須賀町三丁目、大江町、港町、若水町一丁目、若水町二丁目、徳常町、西町、泉池町、泉宮町、宮西町、中須賀町一丁目、中須賀町二丁目、西原町一丁目、西原町二丁目、西原町三丁目、北新町、江口町、河内町、前田町、王子町、惣開町、新田町一丁目、新田町二丁目、新田町三丁目、磯浦町
西条市	飯岡（高砂町、末広町）、下島山甲（川北）、玉津、船屋甲、船屋乙（主要地方道壬生川新居浜野田線以北）、ひうち、朔日市、栄町、東町、大師町、本町、明屋敷、神拝乙、新田、港、神拝甲（加茂町を除く）、喜多川、樋之口、古川甲、古川乙、福武甲（寿町、地蔵原、沢、春日町、若葉町東、下小川）、明神木、大町（横黒中、横黒西、御舟町、下小川、広見町、鷹丸町、朝日町、下町中、下町南、下町北、下町西、駅三区北、駅三区南、駅二区北、駅二区南、駅一区、福森町、幸町、紺屋町、栄町下、栄町中、栄町二、栄町三、新町下、新町中、新町上、上神拝）、中野甲（中西）、中西、洲之内甲（新出、奥の内、湯の谷、棚林の内、それぞれ市道神戸橋1号線以北）、安知生、禎瑞、西田甲（市道神戸橋1号線以北、かつ橋氷見1号線以北）、西泉甲、西泉乙（西泉東の市道神戸橋線以北）、坂元甲（国道11号線を含む飛び地）、檜木、氷見甲、氷見乙（朝日町、野部里、末長、新兵衛、宮の下、土居、浜道の内、それぞれJR予讃線以北）、氷見戊、古川新開、中西新開、安知生新開、鍋倉新開、西田新開、西田西新開、西泉東新開、西泉西新開、氷見東新開、氷見南新開、氷見北新開、氷見西新開、

	氷見石岡新開、東相生、西相生、周布（市道北条周布線以北の地域は市道楠浜北条線以東、北条周布線以南の地域は J R 予讃線以東）、石田（J R 予讃線以東）、玉之江（J R 予讃線以東、一般県道丹原小松線以北）、広江、今在家、北条、三津屋、三屋南、三津屋東、大新田、壬生川、喜多台（J R 予讃線以東、新川以北）、高田（上高田、正法寺を除く）、河原津（今治小松自動車道以西においては宇佐橋を中心とした半径 300m、かつ今治小松自動車道以東、但し河原津海岸以南）、河原津新田、楠（今治小松自動車道以東）、三芳（今治小松自動車道以東）、小松町新屋敷（乗越、新屋敷の内 J R 予讃線以北）
大洲市	長浜町今坊（今坊浜）、長浜町晴海、長浜町拓海（国道 378 号から海側の区域）、長浜町仁久（県道 24 号線から肱川の区域）、長浜町青島、長浜町長浜（西駒手町、東駒手町、横町、中町、小波町、海岸通、東紺屋町、西紺屋町、浜通町、真砂町、千船町、松原通町、港町、新地、稲荷町、本町、方原町、山際横町、末広町、大黒町、出来町、寺町、恵比須町）、長浜町沖浦（沖浦、小浦）、長浜町須沢（国道 378 号から市道須沢線の間）、長浜町櫛生（浜、港）、長浜町出海（浜、沖、港、土居）、長浜町黒田（J R 予讃線から海側の区域）
伊予市	三秋（一般国道 378 号線から海側の区域に限る。）、森、本郡、尾崎、米湊、灘町、湊町、下吾川（J R 予讃線から海側の区域に限る。）、双海町小字満野浜（一般国道 378 号線から海側の区域に限る。）、双海町小字本村（J R 予讃線から海側の区域に限る。）、双海町小字下浜（J R 予讃線から海側の区域に限る。）、双海町小字上浜（J R 予讃線から海側の区域に限る。）、双海町大字高岸（J R 予讃線から海側の区域に限る。）、双海町大字上灘（上灘川河口付近を除き、J R 予讃線より海側の区域に限る。）、双海町大字高野川（一般国道 378 号線より海側の区域に限る。）、
四国中央市	川の江町余木及び川の江町長須の各区域（J R 予讃線から海側の区域に限る。）、川の江町（市道川の江山田井線、市道港通井地線、市道破砂子西新町線を経て、金生川以西の一般国道 11 号から海側の区域に限る。ただし、J R 予讃線以東については、標高 10m 以下の区域に限る。）、妻鳥町及び村松町の各区域（県道金生三島線から海側の区域に限る。）、三島紙屋町、三島宮川 1 丁目、三島中央 1 丁目、三島金子 1 丁目（市道陣屋金子線及び市道国道海岸線から海側の区域に限る。）、中之庄町（市道国道海岸線及び市道金子豊岡海岸線から海側の区域に限る。）、具定町及び寒川町の各区域（J R 予讃線から海側の区域に限る。）、豊岡町大町（一般国道 11 号から海側の区域に限る。）、豊岡町豊田及び豊岡町長田並びに土居町野田の各区域（J R 予讃線から海側の区域に限る。）、土居町津根及び土居町藤原の各区域（市道小富士長津線から海側の区域に限る。）、土居町燕崎及び土居町天満の各区域（県道壬生川新居浜野田線から海側の区域に限る。）、
西予市	明浜町俵津、明浜町渡江、明浜町狩浜、明浜町高山、明浜町宮野浦、明浜町田

	之浜、三瓶町周木、三瓶町長早、三瓶町二及、三瓶町垣生、三瓶町朝立、三瓶町津布理、三瓶町安土、三瓶町有網代、三瓶町有太刀、三瓶町蔵貫浦、三瓶町蔵貫、三瓶町皆江、三瓶町下泊
上島町	弓削上弓削、弓削引野、弓削明神、弓削下弓削、弓削土生、弓削佐島、生名打出、生名深浦、生名尾又、生名大江、生名西浦、生名恵生、生名後新開、岩城海原、岩城東、岩城西、岩城大谷、岩城新地、岩城西部、岩城赤石、岩城小漕、岩城長江、岩城船越、魚島 ※但し、上記各地域においては、上島町が設定する津波警戒高（標高6m）より低い区域に限る。
松前町	大字北川原、大字浜、大字筒井、大字北黒田、大字西古泉、大字昌農内、大字南黒田、大字東古泉
伊方町	大浜（町道灘線より海岸側の区域に限る。）、中之浜（町道灘線より海岸側の区域に限る。）、仁田之浜（町道灘線より海岸側の区域に限る。）、河内（国道197号線より海岸側の区域に限る。）、湊浦、小中浦、中浦、川永田（八尺神社の標高（19m）より低い区域に限る。）、豊之浦（豊之浦客神社より海岸側の区域に限る。）、九町（向、畑、須賀、久保、西の区域に限る。）、二見（二見、加周、田之浦、古屋敷、鳥津、大成の区域に限る。）、三机（東、三田、上、西、松之浜、高浦、佐市の区域に限る。）、塩成（振の浜、狩浜の区域に限る。）、足成、小島字北谷、大久（東、里、脇、西の区域に限る。）、川之浜、田部、神崎、三崎、高浦、佐田、大佐田、井野浦、串、正野、二名津、明神、松（町道浜線より海岸側の区域に限る。）、釜木（釜木公民館より海岸側の区域に限る。）
愛南町	柏、柏崎、須ノ川、平礫、家串、油袋、魚神山、網代、御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口（和口第1の区域に限る。）、御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴、城辺甲（後2、清水、沖1、沖2、松本、久保、鳥越、中原及び土居の区域に限る。）、久良、鮪越、古月、深浦、垣内、岩水、敦盛、柿ノ浦、大浜、中玉、脇本、満倉、越田、弓立、小浦、櫻月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊、内泊、鹿島